

事後評価シート

(別紙1)

調査研究課題名	都市計画策定過程における行政と住民のやりとりに関する研究 ～日本・ドイツ・フランスの制度と運用に着目して～
担当者	主任研究官 頼あゆみ、研究官 丸茂 悠 (前研究官 柴田翼)
当初目標と目標達成度	我が国の都市計画策定過程において、行政と住民が効果的なやりとりを行うためにはどのような制度の充実が必要か、どのような運用上の工夫が必要かを提案することを目標に調査検討を行い、目標通り、都市計画法体系への提案、運用上の工夫等の提案を行った。
調査研究内容の妥当性	社会が成熟化し、生活の質に対する住民の関心がこれまで以上に高くなっている中で、都市計画の策定・改定とその実現を迅速に行い、的確で機動的な都市整備を進めるためには、都市計画策定過程において行政と住民とが十分やりとりを行うことが重要である。1992年の市町村マスタープラン制度の創設、1998年のいわゆるNPO法の成立等を契機に、都市計画に住民が積極的に発言し、参加する機会が増えてきている。しかしながら、都市計画法で定める都市計画策定手続きは、縦覧対象としての理由の追加(2000年)・提案制度の創設(2002年)を除くと、大きな制度改正が行われてきていない。このような中で、より良い都市計画をスムーズに策定するために、行政と住民が十分なやりとりを行うための制度の充実と運用上の工夫について提案を行うことは意義があると考えられる。
調査研究の仕組みの妥当性	調査研究の中心として、作業グループに近い形の研究会を設置。住民参加を推進している国内の市町村の取組みについてヒアリング等を行うとともに、ドイツ・フランスにおける行政と住民のやりとりに係る制度と運用についての調査を行い、日本・ドイツ・フランスの相違と特徴を整理し、日本の都市計画策定過程への提案を検討した。委員に、研究会での検討はもちろん、国内外の調査を御担当いただき、調査のアレンジやレポート作成、具体的な提案のアイデア出し等にも積極的に加わっていただいたことにより、検討内容の幅が広がりや深みが出たと考えられる。 しかしながら、ドイツ・フランスの制度と運用の整理、日本の相違の整理については、専門性が非常に高く、研究途中からそれぞれの専門家を客員研究官に迎え、現地調査を御担当いただくとともに、研究会の検討内容へのアドバイスを求めた。これによって明らかになった点は多いが、日本とは背景や基礎的な考え方が全く異なること、地域毎の独自性が非常に高いこと等により、2年間という研究期間では、その制度と運用を深く理解するには限界があると言わざるを得ない。イギリス・イタリアにおける制度と運用についても、客員研究官によるレポート作成をお願いしたが、研究会としての検討対象とすることができなかった。 以上のように、仕組みは妥当であったが、調査研究のスコープを広げすぎたことなどから、報告書のとりまとめが非常に遅れたことが、研究マネジメントのあり方として今後への課題である。
成果と活用	途中段階での調査結果については、省内副局長等会議への話題提供、都市計画協会の都市計画争訟研究会に委員としての参加や調査結果の発表等、既に活用されている。今回、報告書として、国内外の制度と運用、都市計画法体系への提案、運用上の工夫の提案等を取りまとめたことで、今後の都市計画策定手続きの見直しの際に活用されることを期待する。
その他	
意見	第4章第1節3-4-1： 議会が求められている役割が、独仏と日本とではそもそも違うことに言及すべきではないか(報告書修正済) 第2章3： 独仏に比べて日本が遅れているから做すべきということではないのではないか(報告書修正済)